

これまでの安全管理に対する消防庁の取り組みについて

- 1 昭和52年6月 「消防訓練時における事故防止について」消防消第64号 消防課長通知
消防訓練中に機械器具の取扱い等の問題から人身事故が発生したため、安全管理対策について留意するよう通知したもの。
- 2 昭和53年6月 「消防訓練時における事故防止について」消防消第31号 消防課長通知
救助隊の訓練時において人身事故が発生したため、安全管理対策について留意するよう通知したもの。
- 3 昭和56年12月に、「消防活動安全対策研究会」を設置し
 - ・ 消防における安全管理に関する規程の案
 - ・ 訓練時における安全管理に関する要綱の案
 - ・ 訓練時の安全管理マニュアル 等について結論を得る。
- 4 昭和58年3月12日 「衛生管理体制の整備について」消防消第36号 消防課長通知
 - ・ 衛生管理に関する規程（案）
- 5 昭和58年7月26日 「安全管理体制の整備について」消防消第90号 消防課長通知
消防活動安全対策研究会の結論を通知
 - ・ 消防における安全管理に関する規程（案）
 - ・ 訓練時における安全管理に関する要綱（案）
 - ・ 訓練時における安全管理マニュアル を示す。
- 6 昭和59年8月8日 「警防活動時における安全管理マニュアルについて」
消防消第132号 消防課長通知
消防活動安全対策研究会の検討結果を受け、「警防活動時における安全管理マニュアル」を作成。
- 7 昭和63年11月29日 「労働安全衛生法等の一部改正に伴う安全衛生管理体制の整備について」
消防消第255号 消防課長通知
衛生推進者の設置、衛生委員会等の審議事項など労働安全衛生法等の一部改正に伴う留意事項を通知。
- 8 平成2年11月30日 「安全管理の徹底について」消防消第167号 消防課長通知
相次いで発生した事故（車両誘導中の事故・はしご車横転）に対し、「58年通知」「59年通知」等に留意し、安全管理を徹底するよう喚起。
- 9 平成12年11月16日 「はしご付消防自動車の安全管理の徹底について」
消防消第273号 消防課長通知
はしご付消防自動車のはしごが訓練中に屈曲した事案に対し、日常点検の徹底、安全な運用の徹底等について喚起。
- 10 平成14年11月11日 「鉄道災害における安全管理体制の確保について」
消防消第221号 消防課長通知
大阪市の鉄道軌道敷内において活動中の消防隊員2名が走行中の列車と接触し、1名が殉職、1名が負傷した事案に対し、「鉄道災害への対応について（平成13年10月17日 消防救第296号救急救助課長通知）」を再確認し、鉄道事業者と協議すべき事項の徹底等について喚起。

1 1 平成 1 5 年 8 月 2 2 日 「火災現場における消防活動中の安全管理の徹底について」

消防消第 1 3 7 号 消防課長通知

三重県 R D F 施設の火災において、消火活動中に消防隊員 2 名が殉職した事案に対し、「5 8 年通知」「5 9 年通知」等に留意し、安全管理を徹底するよう喚起。

1 2 平成 1 5 年 1 0 月「消防活動における安全管理に係る検討会」の設置

安全管理について、活警防活動に係る各種情報の共有化システムの開発動及び心理学的分析の観点等について検討したもの。

1 3 平成 1 6 年 2 月 2 3 日 「ごみ固化化燃料等関係施設の安全対策について」

消防消第 4 6 号消防危第 2 2 号消防課長・危険物保安室長通知

平成 1 5 年の R D F 火災事故を受け「ごみ固化化燃料等関係施設の安全対策調査検討会」を設置し、その検討会において提言された安全対策について周知。

1 4 平成 1 7 年 7 月 2 7 日 「災害現場活動時における石綿に対する安全対策等の実施について」

消防消第 1 6 2 号 消防課長通知

石綿による健康被害問題に関し、安全対策の実施について喚起。

1 5 平成 1 8 年 7 月 2 0 日「消防活動における消防職団員の安全管理の再徹底について」

消防消第 1 0 7 号消防災第 2 8 5 号消防・救急課長・防災課長通知

消防団員が大雨災害の警戒活動中に死亡した事案を受け、安全管理の再徹底を図った。

1 6 平成 2 0 年 4 月 2 5 日「硫化水素事案への対応について」

消防・救急課長・救急企画室長・国民保護・防災部参事官 事務連絡

硫化水素事案に際しての留意事項について、周知した。

1 7 平成 2 1 年 5 月 2 1 日「救助訓練等に係る事故防止の徹底について」

消防参第 1 2 6 号消防庁国民保護・防災部参事官

水難救助訓練中の防災航空隊員が死亡する事故が発生したことから、当該事故の概要及び今後の対応等について周知した。

1 8 平成 2 1 年 6 月 1 7 日「倉庫火災発生時の消防活動に関する留意事項について」

消防消第 1 7 6 号消防・救急課長通知

倉庫火災において消防隊員が死亡する事案が発生したため、倉庫火災における消防活動の留意事項を周知した。

1 9 平成 2 1 年 7 月 8 日「消防職団員の教育訓練時における安全管理等の再徹底について」

消防消第 1 9 7 号消防・救急課長通知

消防学校の教官が死亡するという事故を受け、教育訓練時や警防活動時等における事故防止のための安全管理及び健康管理の徹底に配慮し積極的に取り組むとともに、熱中症対策についても万全を期するよう周知した。

安全管理についての考え方

事故の未然防止対策

- ・規程、マニュアル等の整備 【警防活動時・訓練時両安全管理マニュアル等】
- ・安全管理に係る職場風土の醸成 【消防活動における安全管理に係る検討会（H15）】
- ・訓練、教育体制の整備 【消防ヒヤリハットデータベース・防災・危機管理eカレッジ】
- ・リスクを抑える資機材等の充実 【消防活動用機器等の安全に関する基準検討会】

今回の狙い

災害（訓練）現場での事故防止体制

- ・指揮隊による現場掌握 【指揮隊の災害現場における指揮活動等に関する検討会（H17）】
- ・不安全行動の防止 【消防活動における安全管理に係る検討会（H15）】

再発防止体制の樹立

- ・事故原因の追及
 - ・ヒヤリハット事例の分析
 - ・危険情報の共有化
 - ・事故を踏まえたマニュアルの改定
- 【消防活動における安全管理に係る検討会（H15）】

相互が機能することで安全管理体制が担保

（参考）消防団員の安全管理

災害活動については、消防職員と消防団員に大きな相違はない。ただし、常時訓練等を行える環境にある消防職員と、日常は各人の社会生活を有しその生業に携わりながら、必要の都度招集されて消防活動に従事しているという点が相違点とも言える。

（財）日本消防協会の取組み

- ・テキスト「消防団幹部実務必携」の発刊（毎年改定）

消防大学校、消防学校において消防団員の教育教材として使用。この中で災害活動及び安全管理に関することも記載されている。また各消防本部に幹旋し、教育教材として使用している消防本部もある。

- ・各種研修の実施（消防団幹部特別研修 等）

消防活動における安全管理に係る検討会報告書の概要

1 安全管理の基本

- ・ 消防職員の事故防止のため、「安全の確認無くして消防活動はあり得ない」ことを厳守させること。
- ・ 組織として、指揮者としての安全管理への取り組みが重要。

2 安全文化の形成に向けて

組織や集団全体における安全に関わる組織風土を「安全文化」という。

(1) 組織体制

○ルールの再検討と、風通しの良い職場環境づくり

- ・ 組織として皆が納得できるルールを定め、絶対にルール違反を許さないこと。
- ・ 階級制度による秩序が重んじられる職場においても、管理職員は、安全に関わる指摘や提案に積極的に耳を傾ける等、自由に意見を言える風通しのよい環境をつくること。

(2) 教育訓練のあり方

○危険予知訓練（KYT）とは

- ・ 消防活動等を描いた訓練シートを見て、小隊の中で危険ポイントや重点実施項目を唱和、指差呼称で確認するなど、行動する前に安全等を確認する訓練。大規模消防本部を中心に導入済み。

○KYTとリスクアセスメントを基本とした新たな訓練手法

- ・ リスクアセスメントとは、各作業現場の作業内容から「危険源（潜在リスク）」を特定し、リスクを推定・評価し、「重大性」と「頻度」などを加味し、優先度の高いものから対策を講じていくもの。製造業、医療界でも導入。
- ・ 消防大学校において新たな安全教育指導者用教材の開発し（消防本部、他の産業界、有識者らによる検討会を開催）、大規模、中小規模のモデル本部で検証。また、消防大学校から各消防学校等への講習、技術派遣。講義・研修会によるノウハウ指導。

3 現場指揮体制における安全管理スタッフの設置

現場における隊員の進入・退避の判断を行う指揮隊に、安全管理専門スタッフを配置。

4 安全管理のための情報共有化システム

(1) 事事故事例の情報収集・提供システム

(2) 新規物質及び新しい態様の火災等における情報の一元化システム

消防ヒヤリハット データベース

○ 「消防ヒヤリハットデータベース」とは

消防活動における安全管理・確保に資するため、負傷事故やヒヤリハット事例を全 国
の消防本部から提供していただき、これをインターネット上で消防本部及び消防職 団
員等が自由に見ることができる事例情報の共有システムです。

活動中の危険要因の事前学習、消防本部及び部隊等で実施する危険予知訓練の教材
として利用するなど、安全管理・確保のための情報として消防ヒヤリハットをご活用 下さ
い。[\(http://open.fdma.go.jp/hiyarihatto/\)](http://open.fdma.go.jp/hiyarihatto/)

消防ヒヤリハット
データベース

サイトマップ リンク

Contents

消防事例を共有し、活動に活かす

HOME | 消防ヒヤリハットとは | 情報を閲覧する | 情報を提供する | 重要情報 | ご意見・お問合せ

消防ヒヤリハット データベースとは

消防ヒヤリハットデータベースの目的、掲載情報の取り扱いについて説明しています。はじめに必ずこちらをご覧ください。

詳細

情報を閲覧する

全国消防本部から提供された消防活動中に起きた事故及びヒヤリハット事例について、提供事例を見ることができます。

フリーワード検索
設問・選択肢から検索
活動別に事例を見る

情報を提供する

事故やヒヤリハット事例の情報提供はこちらから。必要なファイルの取得(ダウンロード)等ができます。

詳細

図1 消防ヒヤリハットトップ画面

○ システムのながれ

消防職団員の日常の活動や訓練等において発生した負傷事故及びヒヤリハット事例を対象とし、各消防本部から収集した事例情報を、見やすく集約・整理した上で消防ヒヤリハットホームページに掲載し提供します。大まかな流れは次の通りです（図2参照）。

- ① 事務局は、調査票ファイルを消防ヒヤリハットホームページ上で消防本部に提供する。
- ② 消防本部は、調査票ファイルに事例情報を回答の上、事務局へメールで情報提供する。
- ③ 事務局は、調査票ファイルを基に事例情報の集約を行い、見やすく整理した公開情報を作成し、これを消防ヒヤリハットホームページで公開する。
- ④ 消防本部は、消防ヒヤリハットホームページから事例情報を入手し、安全管理・確保に活用する。
- ⑤ 新たな負傷事故、ヒヤリハット事例があれば事務局へ情報提供する。（②へ）

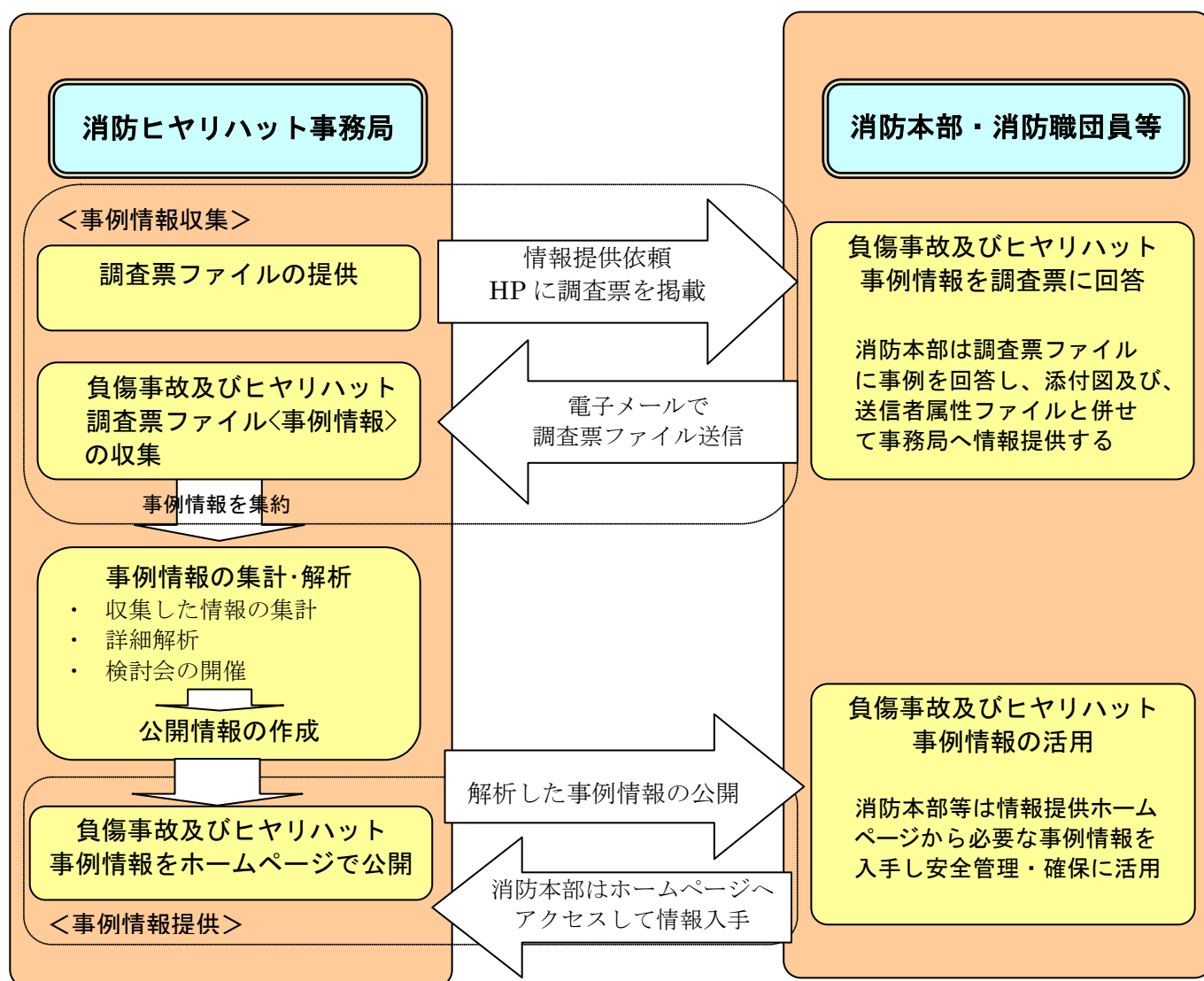


図2 消防ヒヤリハットシステムのイメージ図

○ システムの効果について

システムの運用に伴う効果の一例は次のとおりです。

① 情報の共有

全国の消防本部から収集された多数の負傷事故・ヒヤリハット事例をデータベースから入手することで、情報の共有化を図ることができる。

② 事故の予防

入手した事例情報を消防職団員が活用することで、災害・訓練現場等における類似の事故等を防ぎ安全管理に資する。

③ 教育材料

消防学校、消防大学校の教育機関等が事例研究等の題材とすることで、教育内容の拡充が期待され、安全管理体制の強化につながる。

○ システムで提供される事例情報について

各消防本部から提供していただいた事例情報を基に、以下の情報を作成し公開します。

① 事例データ

事例データは、事例個々の詳細データを紹介するための情報であり、この情報を共有することにより同様の経験のない消防職員も事例情報から危険性を知ることができるもの。

提供情報は原則として、調査票に回答のあったもの全てであり、これを活用しやすい形に整理して提供する。(①事例データイメージ参照)

② 事例分析

収集した事例の中でも特に消防職団員に注意を促す必要がある事例または広く共有すべき事例については、ヒューマンファクターの視点からの背後要因、今後の対策や注意事項等について検討を加えて詳細に事例分析した上で提供する。(②事例分析のイメージ図)

③ 事例集計表

本システムで収集した事例情報全体の傾向把握のための情報

http://shoubou-hivarihatto.com/inspection/jirei/fighting/pdf/3/hivari_015.pdf

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

ヒヤリハット事例回答シート

.....

【ヒヤリハット概要について】

1. ヒヤリハット体験の事例名称	解体工事中建物火災による倒壊事案。
2. その中心的要素	解体工事の為、建物外周に組まれていた鉄パイプが、建物倒壊に伴って倒れてきた。立ち上がりが10M程あるため、電線に引っかかってなければ、自分の上に倒れてきたと思う。
3. その原因・理由	建物倒壊は認識できたが、鉄パイプがそのまま倒れてくるとは思わなかった。

.....

【そのヒヤリハットの直接的原因について】

1. ヒヤリハットの直接的な原因	状況判断に問題があった。
------------------	--------------

.....

【そのヒヤリハット事例について】

1. 発生日時	平成 17 年 7 月 30 日 午後 1 時頃
2. 発生した当時の天候	曇
3. 発生した活動現場	屋外：市街地の道路上
4. ヒヤリハット体験の種類	回答者が、自分自身で負傷しそうになった。
5. この体験が、実際の負傷事故の発生に至っていたとしたら	重傷の怪我をしていた（させていた）だろう。
6. どのようなことが起きそうになってヒヤリハットしたか	崩壊・倒壊(に巻き込まれる)。
7. ヒヤリハット事例体験時の活動	火災、現場活動中期、
8. (7の活動中) ヒヤリハットはどのような作業中に発生したか	木造建物、その他の建物での活動、放水活動、
9. 同様のヒヤリハット体験は、これまでどの程度の頻度で体験していますか。	初めて体験した。
10. ヒヤリハット体験当事者の属性(回答者は当事者A)	
○当事者A	年齢[50]歳、勤続年数[30]年、現場経験年数[15]年、階級[消防司令補] 同様の活動[数年に1度程度]、任務[隊員]
○当事者B	年齢[]歳、勤続年数[]年、現場経験年数[]年、階級[] 同様の活動[], 任務[]
○当事者C	年齢[]歳、勤続年数[]年、現場経験年数[]年、階級[]

.....

・体調不良や疲れにより注意力を欠いた。 いいえ

.....

・経験・知識が不足していた。 いいえ

.....

①事例データイメージ

Adobe Acrobat - [content2.pdf]

ファイル(F) 編集(E) 文書(D) ツール(T) 表示(V) ウィンドウ(W) ヘルプ(H)

事例分析結果(案)：時系列分析

現場の状況	隊員A	隊員B	隊員C	特設者の状況	備考
5月17日午後3時頃 火災発生					11階建ての分譲マンションの4階での火災。火点は住戸の玄関を入り窓へ逃げ出した地点(図参照)。活動途中で避難した住人により中に要救助者がいないとの情報が
火点付近は煙が濃く	出動				消防は屋外から消火活動を開始
実入時は、対面隊水を受けるため、窓からの火勢制圧のための注水	出動路上に指示を受ける				隊員A、B、Cの隊に、4階玄関から進入し消火活動を実施するよう指示。
室内は濃煙で視界が全く無い状態。煙の流れ、階層から火音が差く判別できる状態。	現場到着				
ホースが何かに引っかかり難くなる	隊員A、B、Cの3名で現場を確認				
	火点を目視できなかったが、煙の状況から場所を判断。直ちに室内消火栓を使い消火活動を実施することを決定。				
	隊員A、B、Cの3				
	ポイント1 ホースを壁に掛けて消火活動を開始				
	消防注水のため連絡				
	消防注水を受けて出火室に向けて進み入る				
	消防注水がなくなったので退出しようとする				
	ホースを持ったまま退出を試みる				
	ポイント2 ホースを壁に掛けて退くよう指示する				
	ホースを握る				
	退路を確認するが隣の小部屋に入ってしまう				
	隣したホースを握り(発見する)				
	ホースに沿って退く				

Adobe Acrobat - [content3.pdf]

ファイル(F) 編集(E) 文書(D) ツール(T) 表示(V) ウィンドウ(W) ヘルプ(H)

① 玄関から進入
② 防煙注水中継
③ 袋状の小部屋に入る
④ ホースに伝って脱出

② 事例分析のイメージ

消防活動用機器等の安全に関する検討会

1 安全基準の必要性

平成16年7月に発生した、はしご自動車の伸梯中の昇降機の滑落による消防職員の死傷事故をはじめ、災害現場からの帰途走行中に消防ポンプ車のシャシフレームが折損する事案等、消防機関が使用する消防用車両及び装備資機材（消防活動用機器等）の事故や不具合事例の原因調査を進める中で、災害現場等での過酷な使用条件を前提として製造されるべき消防活動用機器等の多くに、構造上の公的な安全基準が定められておらず、各メーカーの社内基準や経験則に基づく製造、販売等が行われている実情が判明したため、消防機関が使用する消防活動用機器等に関する全国統一的な安全基準の策定の必要性が生じた。

2 検討会の設置

消防機関が使用する消防活動用機器等については、はしご車から消防隊員用手袋に至るまで、極めて多くの種類があることから、個々の具体的な安全基準の策定に着手する前に、安全基準を定めるに際しての基本的な考え方、策定手法及び安全基準の活用方策等に関する検討を行うため、学識経験者等による検討会を設置した。さらに、検討会の下部機関として、「消防用車両作業部会」及び「装備資機材作業部会」を設置した。

3 検討会の実施期間

- (1) 消防活動用機器等の安全に関する基準の検討会
平成16年10月～平成17年3月
- (2) 消防活動用機器等の安全基準の活用方策に関する検討会
平成17年4月～平成18年3月

4 主な検討項目

- (1) 安全基準の設定対象とする消防活動用機器等の選定
- (2) 具体的な消防活動用機器等の安全基準の設定項目
- (3) 安全基準の活用方策

5 検討結果

- (1) 安全基準の設定対象とする消防活動用機器等の選定
 - ア 消防用車両

消防用車両に不具合が生じた場合に、当該消防用車両の操作や災害現場活動等の安全性に与える影響が大きい次の車種を対象とした。

消防ポンプ自動車、化学消防車、はしご自動車、屈折はしご自動車、救助工作車、大型化学消防車、泡原液搬送車、大型高所放水車、救急自動車

イ 装備資機材

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号、以下「省令」という。）別表第1及び第2に掲げる救助器具の全てを対象とした。

(2) 主な消防活動用機器等の安全基準の設定項目

安全に関する基準を設定する具体的な項目を、次のとおりとした。

ア 消防用車両

- ・ 艀装によるシャシの強度安全性に関する基準
- ・ 艀装部品及び艀装部品の組合せに関する基準
- ・ 設計上の基本的な数値基準
- ・ 安全装置及び安全操作等に関する基準
- ・ 経年変化に対応した点検要領等の基準 他

イ 装備資機材

- ・ 基本機能に関する基準
- ・ 安全装置等に関する基準
- ・ 操作性に関する基準
- ・ 点検・整備に関する基準
- ・ 取扱説明に関する基準

(3) 安全基準の活用方策

策定された各々の安全基準の活用方策について、次の検討を行った。

- ・ 安全基準を盛り込んだ鑑定制度の拡充
- ・ 安全基準に基づいた消防用車両の艀装を行う者の要件設定
- ・ 安全基準の適合状況を判定する検査施設等の基準設定
- ・ 安全点検整備制度の拡充
- ・ 安全操作技能講習等の実施

5 今後の対応

消防用車両については、具体的な安全基準の策定に関する検討会を設け、車種ごとの安全基準の検討を進め、装備資機材については、必要な都度、装備資機材の安全基準等の検討を行う予定。

指揮隊の災害現場における指揮活動等に関する検討会

1 指揮隊の設置の背景と必要性

社会環境の変化に伴い、消防部隊として、建物構造等を十分に把握し、高度な作戦や情報収集、部隊運用を行う活動が必要になってきた。さらに、消防装備や無線等の進歩にも係わらず、消防隊員の死傷する事故が発生していることから、危機管理体制としての指揮体制の整備が求められている。あわせて、消防隊が災害現場で収集した情報は、市民等が災害実態を把握する情報となることから、個人情報の保護等を遵守しながら提供することも求められている。

2 検討会設置の目的

指揮隊の災害現場での指揮活動等について、業務、装備等が如何にあるべきか、様々な角度から検討を行い、迅速、確実かつ安全な消防活動の実施による各消防本部における災害対応力の強化及び部隊運用能力の向上等を図ることを目的に本検討会を設置した。

3 検討会の主な検討項目

(1) 指揮隊が行う指揮業務について

- ・ 指揮隊員（隊長及び隊員）の指揮業務の分担及びその内容

(2) 災害現場における安全管理について

- ・ 指揮と消防隊員等の安全管理との両立
- ・ 安全管理面からの現場指揮体制のあり方

(3) 指揮隊が装備する資機材等について

- ・ 指揮活動を行ううえで必要な資機材の種類、数量

(4) 現場指揮本部の運営について

- ・ 効率的な現場指揮本部の運営について

(5) 現場広報・報道対応について

- ・ 正確で時機を逸しない、災害現場広報のあり方

4 検討会の結果報告

平成17年11月から3回の検討会を開催し、本報告を取りまとめた。

5 検討会での検討結果

(1) 指揮隊が行う指揮業務について

指揮とは何か、指揮権とは何か等、用語の定義を行い、人命の安全を最優先とする原則に基づき、指揮業務等に関し検討を行った。

① 現場最高指揮者が行う指揮業務について

災害現場の総合的な統括を行う指揮者である現場最高指揮者に関し、「指揮の宣言」「災害状況の把握及び判断」「活動方針の決定活動方針の周知」「指揮の委任及び指揮権の移行」に分け検討を行った。

② 任務別指揮者が行う指揮業務

現場に出動する部隊が増加するに伴い、指揮者を補佐し、役割を分担する要員が必要である。そのため、現場最高指揮者から任務毎に指名された者の役割

等について検討を行った。

- (ア) 局面（方面）の指揮を担当する場合
- (イ) 救助・救急に関する指揮を担当する場合
- (ウ) 情報の収集・整理に関する指揮を担当する場合
- (エ) 安全管理に関する指揮を担当する場合
- (オ) 現場広報に関する指揮を担当する場合
- (カ) その他の指揮

(2) 災害現場における安全管理について

消防活動の対象となる災害現場は、極めて作業危険の高い非常事態が発生している。安全管理は、被災者救出等の任務遂行の使命感と自身の安全管理との両立、バランスが求められるものである。本検討会は次の3つの観点から安全管理について検討した。

組織としての安全管理への取り組みとその重要性
災害現場活動時の危険要因
指揮活動時の安全管理

(3) 指揮隊が装備する資機材等について

指揮隊員が災害現場で指揮活動を効率的に行う為に、最小限必要と思われ、かつ、各消防本部が整備している一般的に装備可能と思われる資機材を例示した。

(4) 現場指揮本部の運営について

災害の規模や状況等から、適切な設置場所に指揮本部を設置し、本部要員を指名する際は、「情報担当」「広報担当」等できるだけ具体的な任務付与を行う。

現場指揮本部においては、災害状況の把握、活動方針の決定、市民等に対する現場広報等について、管理統制を行う。

(5) 現場広報について

消防活動と一体的に行うことにより、公共危険や社会不安を早期に排除し、住民の安全確保、類似する災害の未然防止を図り、消防に対する信頼の向上の為に、行う。次の項目に分け検討した。

住民等に対する対応

- ・ 現場活動上必要な広報
- ・ 付近住民の不安を解消するための広報
- ・ 報道機関に対する対応
- ・ 広報、発表時の留意事項

6 実態調査結果からの課題

指揮隊が未設置又は設置できない消防本部のほとんどが小規模な消防本部であり、人員不足による専任の指揮隊員の確保が困難なことを課題としている。

7 署指揮隊を設置するまでの運用に関する提案

現場活動時に隊員の安全管理等に万全を期すため、複数の指揮を担当する者を確保することは急務である。指揮隊未設置の消防本部は、暫定方法の採用を検討しつつも、できる限り早期に指揮隊の設置を行う必要がある。

防災・危機管理 e-カレッジについて

1 概要

「防災・危機管理 e-カレッジ」は、防災知識や災害時の危機管理についてインターネットを活用して遠隔教育を行うことができるサイトであり、幼稚園児・小学校低学年児童向けや消防職団員・地方公務員及び日本に居住する外国人を対象とした様々なコンテンツを提供している。

例えば、「大地震を3日間生き延びる!」「風水害から身を守る!」といったテーマで、事前の備えや、災害発生時にどのような行動を取ればいいかを映像を交えてわかりやすく解説している。また、防災についてゲームやクイズ形式で学べる子供向けのコンテンツ「こどもぼうさい e-ランド」は、親子で学習する教材としても活用できる。

さらに、消防職団員及び地方公務員の研修・教育をはじめ、自主防災組織、企業内における社員教育等に活用することを目的としたグループ学習用「学習管理システム」も配信している。

※ 地域住民、消防職団員、地方公共団体職員及びこども向けのコース等が整備され、それぞれのコースに見合った各種教材がコンテンツとして掲載されている。現在、約33コース（約38時間）で構成されている。

2 開発の背景等

切迫する大規模地震や不意の災害に対する防災危機管理体制の向上には、地方公共団体の限られた消防防災担当職員の対応だけでなく、地域住民個々による地域そのものの対応も必要と考えられている。

住民個々の防災力を向上させるため、平成14年度に設置された「防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会」で、防災・危機管理教育の機会を飛躍的に高めるe-ラーニングの活用方針が示されると共に3ヵ年計画で当該システムの構築が提案された。

このことを受けて、平成15年度から広く国民を対象とする「防災・危機管理 e-カレッジ」が開発され、平成16年2月から運用が開始された。

3 サイトの運営等

防災・危機管理 e-カレッジは、「更新・運営」を業務委託しており、また、「システム運営（保守）」は、サーバ等の配信機器を全て借用し運営を委託するホスティングでシステム運営をしている。

消防職員の現場活動に係るストレス対策フォローアップ研究会 報告書概要

1 調査研究の趣旨と目的

平成15年2月の惨事ストレス対策に関する提言から2年余が経過したことを踏まえ、各消防本部等における取組をさらに促進させるため、精神医学・心理学の専門家や消防関係者からなる「消防職員の現場活動に係るストレス対策フォローアップ研究会（以下、「研究会」という。）を設置した。研究会においては、各消防本部や都道府県における惨事ストレス対策に係る取組状況の調査、各消防本部でこれまでに対応した事例の調査及び分析、消防本部等における今後の惨事ストレス対策のあり方等について検討を行った。

2 惨事ストレスに関する調査の結果

平成17年8月、全国の消防本部及び都道府県に対し、惨事ストレス対策の取組状況に関する実態調査を行った。主な結果は次のとおり。

（1）消防本部に対する実態調査の結果

本調査は、惨事ストレスに関する消防本部の対応状況等を把握するために実施した。

- ・ 何らかのメンタルヘルス対策を実施している消防本部は6割（59.5%）で、その内容については「職員研修」（36.3%）、「パンフレット等による啓発」（23.8%）、「面接相談」（17.3%）が中心であった。また、何の施策も実施していない本部は4割（40.1%）であった。
- ・ 惨事ストレス「教育」を行っている本部は23.8%で、地域別では「関東」（30.3%）や「近畿」（33.6%）が多く、「北海道」（14.8%）や「中国・四国」（14.7%）では少なかった。
- ・ 惨事ストレスを受けた職員を何らかの方法で把握している本部は3割強（30.3%）であった。把握方法としては「隊長等が行動や言動等を観察し把握」（25.1%）が多かった。
- ・ ストレスを受けた職員へのケアを行っている本部は9.8%で、ケアを行っている本部は都市部の本部に偏っていた。
- ・ 惨事ストレス対策の必要性に関して「必要であり、既に実施済みである」は1割強（11.2%）にとどまり、3分の2（66.0%）の本部では対策が「必要であるが、実施は検討していない」とした。
- ・ 導入や運営に関する問題としては「情報不足」（53.3%）、「専門の部・課を設置することの困難さ」（44.0%）、「専門家が近くにいない」（41.9%）が多くあがっていた。また、「一消防本部だけの取組では困難であり、広域的な取組が必要である」（37.9%）という意見も多かった。
- ・ 全般的な意見としては、「惨事ストレス対策として、教育などの事前予防対策が必要である」（70.2%）と対策の必要性を認めるものが多かった。また、「悲惨な現場に遭遇する可能性があるのは当然である」（65.9%）と認識する本部が多くあるとともに、「悲惨な現場活動の後のグループミーティングに関心がある」（62.6%）とした本部も多かった。
- ・ その他、「広域的な対応整備」や「県単位のメンタルサポートチーム」や「専門講師の派遣制度」などを求める意見、サポート支援の必要性に関する認識、「緊急時メンタルサポートチーム」に関して情報提供を求める意見があった。

(2) 消防本部に対する対応事例の調査の結果

本調査は、消防職員が惨事ストレスを受けたのではないかとと思われる事案が発生した際の消防本部又は消防署における対応状況等を把握するために実施した。

- ・ 惨事ストレスを受けたと思われる事案としては、「要救助者が死亡」(67.0%)、「悲惨な現場」(25.0%)、「子どもが被害者」(20.0%)の順に多かった。
- ・ 調査結果で報告された110事案中、74.5%の事案で、何らかの対応がとられたが、その消防本部の規模別にみると、規模が大きい本部ほど、対応がとられたケースが多かった。事案別にみると、「職員の負傷・殉職」事案や「地震・大事故」で対応がとられる比率が高かった。
- ・ 消防組織における惨事ストレス対策としては、公式なものか非公式なものかは問わず、グループによる話し合いが最もよく行われていた。時期別にみると、当日は一次ミーティングが行われ、後日必要に応じて「様子見・観察」のほか、二次ミーティングや「専門家によるカウンセリング」などが行われていた。
- ・ 職員の負傷や殉職が発生した事案においては、当日にグループミーティングなどが行われていない点で、他の事案とは異なる対応がとられる傾向があった。
- ・ 消防本部の規模別にみると、小規模本部では「検討会・反省会」が多く、大規模本部では「専門家によるカウンセリング」、「チェックリストによる確認」、「パンフレット・小冊子」といった対応が多く行われていた。
- ・ 対応に関する自由意見では、各対応に関する具体的な進め方に関する情報不足や判断の難しさが指摘されていた。

(3) 都道府県に対する実態調査の結果

本調査は、消防職員の惨事ストレスに対する都道府県における対応状況等を把握するために実施した。

- ・ 惨事ストレス対策の導入や運営上の問題としては、「惨事ストレスに関する十分な情報が消防本部にない」(55.3%)が多く、「惨事ストレス対策の予算が十分でない」(44.7%)や「惨事ストレス対策の専門家が身近にいない」(38.3%)、「惨事ストレス対策の専門家がわからない」(36.2%)もやや多かった。
- ・ 都道府県における消防職員の惨事ストレス対策の必要性については、「必要であるが、実施は検討していない」が3分の2(66.0%)を占めていた。
- ・ 消防庁が平成15年から運用を開始した「緊急時メンタルサポートチーム」に関する自由記述意見においては、「有効」であり「必要な制度」との評価が多かったが、広報の必要性を指摘する意見も多かった。

3 今後望まれる惨事ストレス対策のあり方

研究会では、惨事ストレス対策の取組状況に関する実態調査の結果をもとに、消防本部、都道府県及び消防庁に対し、今後望まれる惨事ストレス対策のあり方についてまとめた。

(1) 消防本部に望まれる取組

【平常時における取組】

- ① 惨事ストレス対策は、対応を依頼できる専門機関を把握することなど、可能なことから早急に着手していくことが必要である。また、組織として恒常的に対応するためには、対応マニュアルの制定など、制度として確立することが重要である。
- ② 職員自らが、いつでも心の変化などを確認できるよう、PTSD予防チェックリスト（別添1）をLAN上に掲載することや、携帯用カードにして個人に提供することなどの取組

が必要である。また、専門機関や専門医への相談方法等まで含めた対応マニュアルのようなものを作成し、予め職員に配布しておく等の取組も必要である。

- ③ 職員の家族が二次的な影響を受け、または精神的な負担になる可能性があることを十分に踏まえた上で、職員の家族に対しても、惨事ストレスへの対処方法等についてパンフレット等により周知しておくことが必要である。
- ④ 隊長等については、自己のストレス状態及び隊員のストレス状態について適切に評価する能力が求められることから、平時から、グループミーティングの際の傾聴の方法やリスクの評価の能力の養成を行うことが重要である。

【災害発生時における対応】

- ① 隊長は、災害現場において隊員の様子などを常に観察し、また、帰署後においても、一次ミーティング等を通じて隊員の様子を観察することで、隊員のストレスの状況の把握に努める必要がある。今回、隊長等による隊員のリスク評価の際の基準として「隊長（上司）等からみたリスク評価のポイント」（別添２）を本研究会において作成したので、活用されたい。
- ② 惨事ストレスは誰にでも起こる可能性のある問題であることを再認識し、職員が惨事ストレスを受けた時に、どのような対策を講じるのかを事前に具体的に決めておくことが重要である。

（２）都道府県に望まれる取組

- ① 小規模な消防本部が単独で惨事ストレス対策に取り組む場合には、人員や予算などの面から相当の困難が伴うのではないかとと思われる。都道府県においては、これら小規模な消防本部の惨事ストレス対策を支援するために、以下のような広域的な取組を行うことが必要であると考えられる。
- ② 消防本部における惨事ストレス対策の取組の推進には、惨事ストレスに対する幹部職員の認識が不可欠であることから、消防学校においては、幹部職員を対象とする中・上級幹部科においても、惨事ストレス対策に係る研修を積極的に取り入れる必要がある。
- ③ 都道府県内に在住する精神科医や臨床心理士等に対し、消防職員の惨事ストレス対策に関する情報の提供や研修のほか、各消防本部の担当者等との交流の機会等を提供することで、消防職員の惨事ストレス対策に関する専門家の育成を図る必要がある。
- ④ 惨事ストレス対策に関する情報が不足している消防本部に対し、都道府県は、専門家の確保及び育成のほかリストアップを行い、各本部に対し情報提供する必要がある。

（３）消防庁に望まれる取組

- ① 惨事ストレスに関する情報が不足しているとの指摘を踏まえ、パンフレットの作成・配布やホームページへの掲載などを通じて、全国の消防本部、都道府県に対しこれらの情報をさらに積極的に提供する必要がある。
- ② 消防大学校においては、惨事ストレス対策に関する研修の機会を十分に確保することを検討する必要がある。また、全国の消防学校においても惨事ストレス対策に関する研修が実施できるよう、教育指導者を育成する専科教育においても、惨事ストレス対策に関する研修の機会を十分に確保することを検討する必要がある。
- ③ 緊急時メンタルサポートチームについては、昨今の派遣要請件数、チームの登録メンバーの負担、事案に対するより迅速・的確な対応の必要性等を考慮すると、現在登録されている５名に加え、登録メンバーを増員することで体制の強化を図る必要がある。
- ④ 都道府県が行う専門家の確保及び育成について、それを円滑かつ効果的に行えるよう必要な情報提供に努める必要がある。

消防職員の惨事ストレスについて

1 惨事ストレス対策

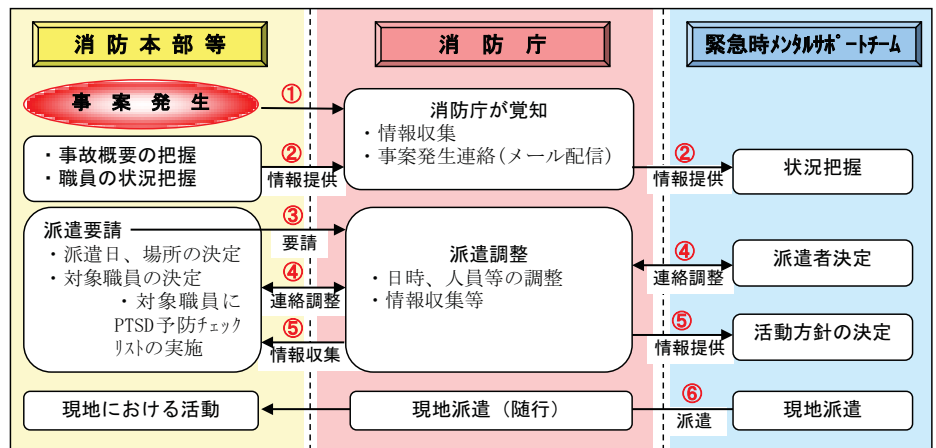
消防職員は、火災等の大きな災害現場などで、悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、このようなストレスを受けた場合には、身体、精神、情動又は行動にさまざまな障害が発生するおそれがある。このようなストレスの問題は、消防機関にとっても比較的新しい問題であり、各消防本部では情報不足や専門家とのつながりが課題とされていた。

消防庁では、平成13年12月に精神科医や臨床心理士等の専門家の協力を得て、この問題に関する対策の検討に着手して研究を重ね、平成15年2月には、研究の成果を踏まえ、惨事ストレス対策のあり方について報告書にとりまとめた。消防庁においては、報告書の提言を受け、惨事ストレスが危惧される災害が発生した場合、現地の消防本部へ精神科医等の専門家を派遣し、必要な助言などを行う

「緊急時メンタルサポートチーム」を創設し、平成15年度より運用を開始したところである。



【派遣までの流れ】



2 惨事ストレス対策に対する更なる提言

平成15年2月の惨事ストレス対策に関する提言から2年余が経過したことを踏まえ、各消防本部等における取組をさらに促進させるため、精神医学・心理学の専門家や消防関係者からなる「消防職員の現場活動に係るストレス対策フォーアップ研究会(以下、「研究会」という。))を設置した。研究会においては、各消防本部や都道府県における惨事ストレス対策に係る取組状況の調査、各消防本部でこれまでに対応した事例の調査及び分析、消防本部等における今後の惨事ストレス対策のあり方等について検討を行った。

その検討結果は、平成18年3月に報告書として取りまとめ、全国の消防関係機関に配布したところである。本報告書の提言を踏まえて、緊急時メンタルサポートチームの増員(発足当時5人→現在31人)を行って体制の強化を図ったところである。(平成22年3月末現在)

【過去の派遣実績】

- ・緊急時メンタルサポートチーム発足以来27件の事案について派遣(平成22年3月末現在)。
- ・平成20年度にあつては7件、平成21年度にあつては4件の事案について派遣。

緊急時メンタルサポートチーム登録名簿

(H21.7.21現在)

	名 前	所 属
1	稲 本 絵 里	白梅学園短期大学心理学科
2	梅 田 香 子	医療法人清和会 吉南病院
3	岡 本 淳 子	立正大学心理学部
4	奥 田 良 子	中央大学学生相談室
5	影 山 隆 之	大分県立看護科学大学 精神看護学研究室
6	加 藤 純	ルーテル学院大学 総合人間学部臨床心理学科
7	加 藤 寛	兵庫県こころのケアセンター
8	小 西 聖 子	武蔵野大学人間関係学部人間関係学科
9	小 泉 典 章	長野県精神保健福祉センター
10	笹 川 真 紀 子	武蔵野大学
11	重 村 朋 子	日本医科大学学生相談室/公衆衛生学教室
12	関 根 剛	大分県立看護科学大学精神看護学研究室
13	高 塚 雄 介	明星大学文学部
14	戸 田 み な 子	カウンセリングオフィス神戸同人社
15	中 谷 三 保 子	帝京平成大学 健康情報科学研究科/健康メディカル学科臨床心理学科
16	中 村 泰 江	札幌学院大学
17	林 行 雄	花クリニック
18	福 島 真 澄	東日本電信電話株式会社 首都圏健康管理センター
19	藤 井 保 男	湊川短期大学 人間生活学科
20	藤 田 悠 紀 子	藤田「心の相談室」
21	藤 森 和 美	武蔵野大学
22	前 田 正 治	久留米大学医学部精神神経学科教室
23	増 茂 尚 志	栃木県精神保健福祉センター
24	益 本 佳 枝	ますもとメンタルクリニック
25	松 井 豊	筑波大学心理学系
26	松 浦 正 一	日本ストレスケア研究所
27	丸 岡 隆 之	久留米大学医学部精神科
28	丸 山 晋	淑徳大学社会学部社会福祉学科
29	元 永 拓 郎	帝京大学 文学部心理学科
30	矢 島 潤 平	別府大学
31	矢 花 美 美 子	花クリニック

※50音順